

IV.情報公表制度の見直しと 経営情報データベースの新設について

1.はじめに

2.情報公表制度の見直しについて

①情報公表制度とは

②財務状況の分かる書類の報告について

3.経営情報データベースの新設について

①経営情報データベースとは

②経営情報の報告について

1 はじめに

<令和6年度>

経営情報の報告・公表のため、2つの制度が見直し、新設

(1) 情報公表制度【見直し】

(2) 経営情報データベース【新設】

経営情報DB

情報公表制度

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

2 情報公表制度の見直しについて

① 情報公表制度とは

[← 前のページに戻る](#) [全国版トップ](#) > [最初にお読みください](#) > 介護サービス情報公表制度とは

▶ [最初にお読みください](#)

▶ [公表されている
介護サービスについて](#)

▶ [公表されている
生活関連情報について](#)

▶ [サービス付き
高齢者向け住宅について](#)

▶ [介護保険の解説](#)

▶ [関連情報](#)

▶ [アンケート](#)

介護サービス情報公表制度とは

● 介護サービス情報公表制度

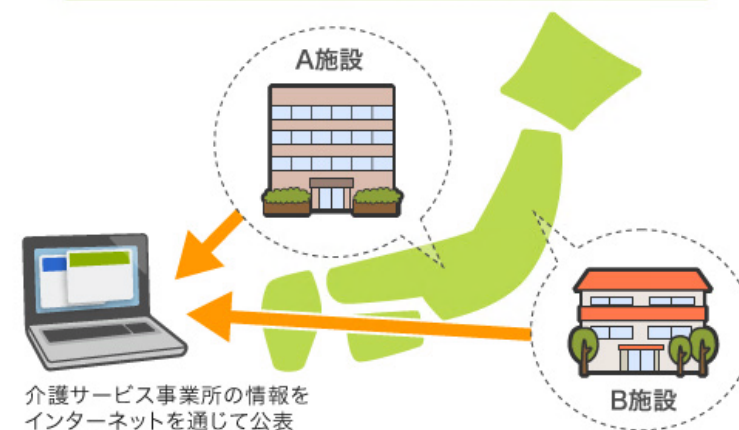
介護サービス情報公表制度は、介護サービスを利用しようとしている方が事業所選択を支援することを目的として、日本全国の約**21万か所**の「**介護サービス事業所**」の**情報**を、都道府県がインターネット等により公表するしくみです。

※介護サービス事業所を選択する際に必要な情報を、24時間、365日、誰でも気軽に情報を入手することができます。

※[公表されている介護サービスについてはこちら](#)をご覧ください。

[このページのトップへ](#)

介護サービス情報公表制度のしくみ



2 情報公表制度の見直し

② 財務状況の分かる書類の報告について

介護サービス事業者は、介護経営の健全性等の情報を提供するため、財務状況の分かる書類の報告が必要

新たな報告事項	報告手段
・ 財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

2 情報公表制度の見直し

お問い合わせ先

千葉県介護サービス情報公表センター
(千葉県社会福祉協議会)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番5号

電話：043-245-2344

ファックス：043-244-5201

メール：kohyocenter@chibakenshakyo.com

3 経営情報データベースの新設について

① 経営情報データベースとは

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があります。

このため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を、令和6年（2024年）4月より創設します。

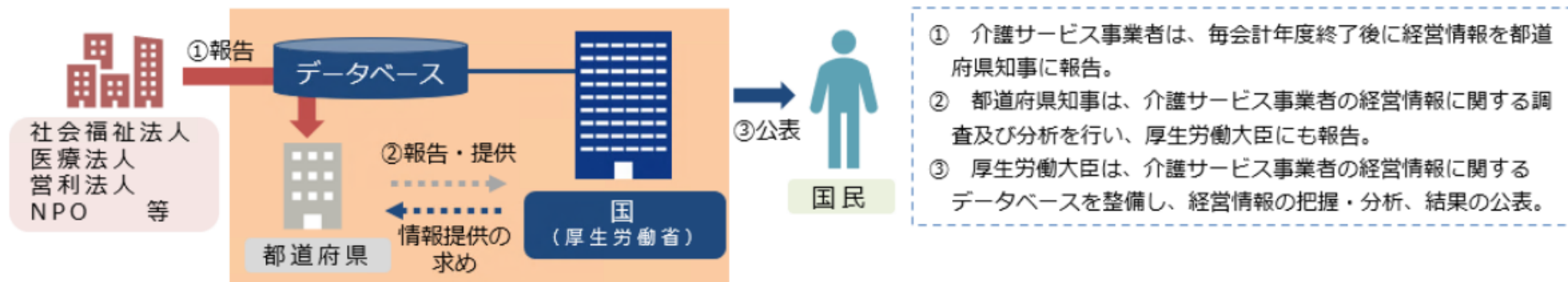
【データベースの概要】

- ・対象：原則、全ての介護サービス事業者

※ただし、「過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となります。

- ・収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用、職員の職種別人員数、職種別の給与（給料・賞与）（任意事項）等
- ・公表方法：属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表

＜データベースの運用イメージ＞



3 経営情報データベースの新設について

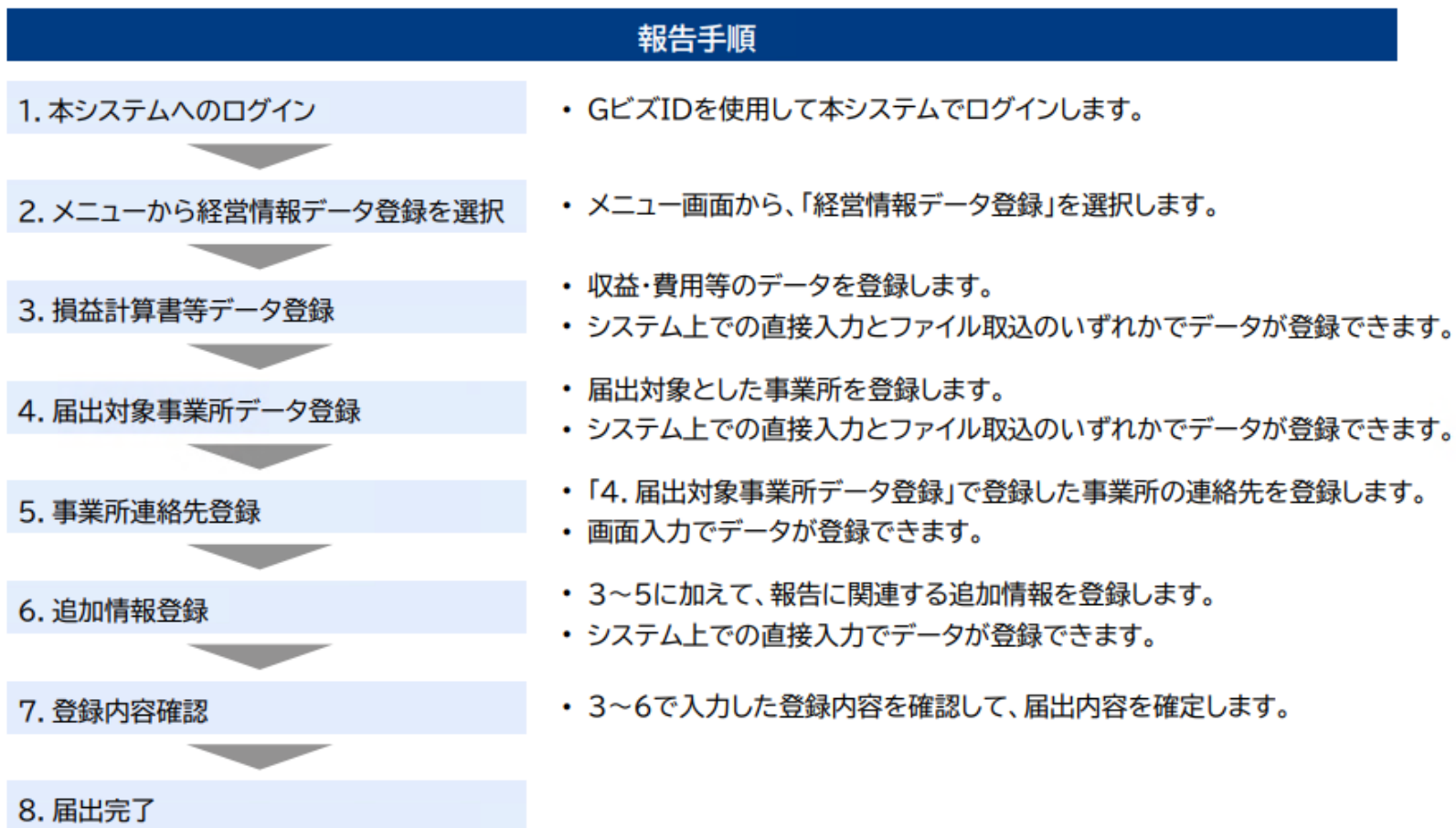
② 経営情報の報告について

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、令和7年3月まで

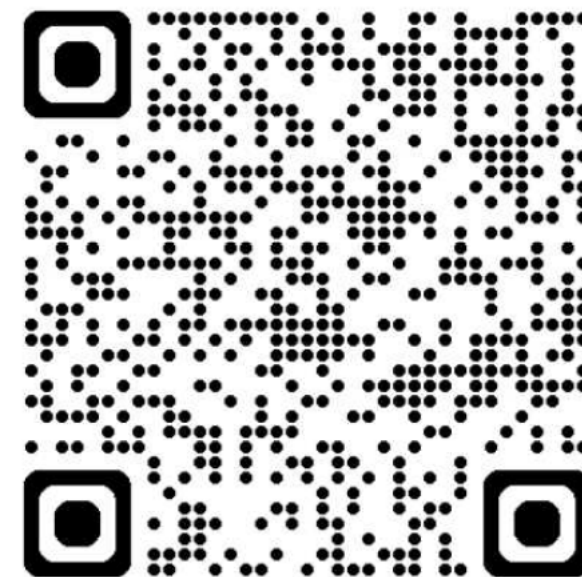
3 経営情報データベースの新設について

経営情報の報告の流れ

経営情報の報告の流れは以下のとおりです。



GビズIDの作成



3 経営情報データベースの新設について

お問い合わせ先

千葉県 健康福祉部 高齢者福祉課 介護事業者指導班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1本庁舎12階

電話：043-223-2386

ファックス：043-227-0050